

○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例

昭和60年1月11日

条例第1号

改正 平成4年4月1日条例第19号

別表第2

	種 類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合
駐車マス	①小型乗用車用	幅2.3m以上、奥行5.0m以上	70%以下
	②普通乗用車用	幅2.5m以上、奥行6.0m以上	30%以上
	③身体障害者の乗用車用 (特定用途のみ)	幅3.5m以上、奥行6.0m以上	各建築物に1台以上とし、台数は②の台数に含まれるものとする。
車 路	幅5.5m(一方通行のものにあつては3.5m)以上とする。		